

松戸市新焼却施設処理方式等検討会の進め方

1. 検討会の公開・非公開

平成 14 年 4 月 1 日に施行された松戸市情報公開条例では、市が保有する公文書を開示する制度のほか、市政に関する情報が広く市民の皆さんに公開されるよう、情報公開の総合的な推進に努めることとし、その一環として、条例第 32 条において、市が設置する審議会等の会議を原則として公開することを明記しています

ただし、審議会等によっては、特定の個人や法人等の権利利益に関わる事項に関して審議する場合のほか、会議の公正な運営に支障が生ずる場合についても非公開とする場合があります。

そこで、松戸市新焼却施設処理方式等検討会では、市の附属機関ではないため公開の義務はありませんが、事業規模の大きさ等を鑑み、同条例に準じて原則「公開」とし、傍聴を認めるものとします。

ただし、今後のごみ処理方式の選定や民間事業者から技術提案を受ける情報を用いた議論を行う予定であることから、一部については「非公開」としていきます。

2. 委員名の開示

前述の条例に準じ、委員名は開示します。

3. 議事要旨

議事要旨は、「委員」とするなど、発言者が特定できない内容で作成します。事務局では、議事要旨（案）（※発言者名あり）を作成した後、各委員にメール送付しますので、内容をご確認いただきます。なお、確定した議事要旨は、改めて各委員にメール送付します。

また、議事要旨は、非公開とする部分を削除したうえで、市ホームページで公表します。